

# 令和元年5月10日

## 民生常任委員会会議録 審査内容

### ◇会議録

- 1 日 時 令和元年5月10日  
開会 13時09分 閉会 13時50分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 野原恵子  
副委員長 岡本眞利子  
委員 石川康弘 内山美穂子 酒井はやみ 千葉幹雄  
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 小島智恵 若山和幸 荒貴賀 田口廣之 谷口和弥  
芳滝仁 中橋友子
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦  
住民福祉部長 合田利信 住民生活課長 佐藤勝博  
保健課長 白坂博司 国保医療係長 大澤孝介  
介護保険係長 山田博昭
- 6 事務局 事務局長 細澤正典 議事課長 林隆則 庶務係長 遠藤寛士
- 7 審査事件及び審議内容 別紙
  - 1 付託された議案の審査について
    - (1) 議案第26号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
    - (2) 議案第27号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

民生常任委員会委員長 野原恵子

## ◇審査内容

(開会 13:09)

○委員長(野原恵子) ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

これより、議題1、付託されました議案の審査を行います。

(1)議案第26号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び、(2)議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例についての審査であります。

審査の進め方ですが、議案の説明をいただき、質疑ののち、説明員に退席していただき、討論、採決を行いたいと思います。

審査に入ります前に、各委員にお諮りいたします。

担当部局より、追加の説明資料を準備しているとのことですので、配布したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長(野原恵子) それでは、配布をお願いいたします。

(資料配布)

○委員長(野原恵子) それでは、これより議事に入ります。

それでは、本委員会に付託されました、(1)議案第26号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(合田利信) 議案第26号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの改正内容につきましては、先ほど、副町長から改正条文の説明がありましたので、私からは、お手元の資料、「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要」に基づきまして説明させていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

本資料につきましては、改正条例の概要について記載したものであり、表の上段の左側の欄から順に、改正項目、関係条項、改正の内容、摘要に関して記載しております。

また、欄外の上段に記載してありますとおり、「法」とは地方税法、「法施行令」とは地方税法施行令、「条例」とは幕別町国民健康保険税条例のことであり、関係条項の欄に示す根拠法令であります。

はじめに、改正項目の1、国民健康保険税基礎課税額の課税限度額についてであります。

改正の内容については、(1)基礎課税額、いわゆる医療費分の課税限度額を、現行の58万円から61万円に改めるものであり、3万円を引き上げようとするものであります。

(2)後期高齢者支援金分及び(3)介護納付金分に係る課税限度額は現行どおりであり、これらを含めた改正後の課税限度額の合計は96万円となります。

なお、この課税限度額の改正に伴う影響については、平成30年度の国保税課税ベースで試算したところ、293世帯で約865万1,000円の税込増になる見込みであります。

次に、改正項目の2、国民健康保険税の軽減判定所得基準についてであります。国民健康保険税における均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準を見直すものであります。

軽減措置のうち、(1)7割軽減については変更がありません。

(2)5割軽減については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の27万5,000円から28万円に引き上げようとするものであります。

また、(3) 2割軽減については、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の50万円から51万円に引き上げようとするものであります。

いずれも、軽減対象となる所得額が高くなることで、軽減対象者が増加、拡大することにつながる見直しを図るものであります。

これら軽減判定所得の算定基準の改正に伴う影響といたしましては、平成31年3月末現在の被保険者の状況を基に試算したところ、5割軽減については均等割の対象者数が22人の増、平等割の対象世帯数が12世帯の増で、軽減合計額は約60万4,000円の増加となる見込みであります。

次に、2割軽減については均等割の対象者数が31人の増、平等割の対象世帯数が13世帯の増で、軽減合計額は約32万円の増となり、5割と2割の軽減額を合計いたしますと、均等割の対象者数が53人の増、平等割の対象世帯数が25世帯の増で、軽減合計額は約92万4,000円の増加となる見込みであります。

なお、軽減措置に伴う国保税の減収分に対しては、一般会計から保険基盤安定繰入金として補填され、その財源については、道が4分の3、町が4分の1の負担割合となっております。

改正の内容については以上のとおりであります。本年4月23日に開催されました、幕別町国民健康保険運営協議会におきまして、この改正案の諮問に対し、可とする旨の答申をいただいております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、これより、議案第26号に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて、いくつか質問があるのですが、一つずつさせていただきます。

平成28年度は、トータルで89万円だったと思うのですが、今回上げると、3年間で7万円の増額になるかと思えます。これまで、十勝管内の自治体は、ほぼ国の指導どおり値上げしてきていますが、全道の自治体ではどうかということについて質問したいと思います。国の基準まで引き上げていない自治体がどれくらいあるかということがわかれば教えてください。

○委員長（野原恵子） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 課税限度額の引上げについての全道の状況ですけれども、十勝管内の状況については、議員が仰るとおり、これまでの法令改正どおり限度額の引上げを行っているところがございますが、全道の状況までについては把握をしておりません。以上です。

○委員長（野原恵子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 私が手元に持っている資料では、平成28年の資料で、ちょっと古いのですが、国の基準まで上げていない自治体はいくつかありました。ほとんどの自治体が89万円なのではございますが、余市町では65万円、蘭越町では67万円など、30自治体が89万円未満となっております。この認識でよろしいか確認したかったのですが、わかれば教えてください。

- 委員長（野原恵子） 住民生活課長。
- 住民生活課長（佐藤勝博） ちょっとこちらでは、その資料を持っておりませんので。全道で30数市町村がという状況でございますので、ちょっとそれが正しいかどうかというところを正確に、今、返答することは控えたいと思います。
- 委員長（野原恵子） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） それでしたら、今回の引上げについて、他の市町村ではどうかということ、全ての自治体が引き上げる予定かどうかということについては、わかりますか。
- 委員長（野原恵子） 住民生活課長。
- 住民生活課長（佐藤勝博） 今回の改正につきましては、十勝管内の19市町村につきましては、4月、5月、さらには6月までにおきまして、十勝管内の全市町村が、この限度額の引上げを行う予定と、あるいは行っているということは確認をいたしております。
- 委員長（野原恵子） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 次の質問なのですけれども、今回、引上げの対象となる世帯は285世帯ですが、そのうち1億円ほどの収入がある方と、収入の低い範囲でぎりぎりなるといふ世帯があると思うのですが、ぎりぎり引上げの対象になる世帯というのはどれくらいあるのでしょうか。
- 委員長（野原恵子） 住民生活課長。
- 住民生活課長（佐藤勝博） 今回、限度額3万円の引上げによりまして、その影響の対象となるのが全部で293世帯であります。このうち、今回、3万円の引上げを行ったとしても、その限度額を超過する世帯については285世帯、これが3万円引き上がるような形になりまして、残りの8世帯につきましては、言ってみれば、1円から3万円未満の範囲の中で限度額の引上げによって影響を受ける世帯数になります。以上です。
- 委員長（野原恵子） 質問の内容とちょっと違うように思います。  
住民生活課長。
- 住民生活課長（佐藤勝博） ぎりぎりであるところで申し上げますと、8世帯が影響を受ける世帯という状況でございます。
- 委員長（野原恵子） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 先ほどの質問は、3万円になる世帯で一番所得の低いレベルといひますか、1人世帯で大体収入1,000万程の方が対象になるかと思うのですけれども、収入が2,000万の方が3万円増えてもそんなに負担感はないかと思うのですが、収入が1,000万から1,100万くらいの方だと、例えば3万円増えたら、少し負担感が大きいと思うのですけれども、そのあたりの世帯の数がわかればと思うのですが。
- 委員長（野原恵子） 住民生活課長。
- 住民生活課長（佐藤勝博） 収入額あるいは所得額で参考までに申し上げますと、例えば1人世帯で今回の見直しによって45万5,000円、収入額、所得額で増加することで限度額を上回るという形になります。  
実際、こういった対象になるような世帯が何世帯いるかということまでは把握はできておりません。
- 委員長（野原恵子） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 最後の質問です。  
今回の限度額の引上げで、トータルで大体1,000万ほどになるというお話だったのですけれども、これくらいの金額を町が負担するという事は難しいのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 基本的に国保税というのは国保の被保険者に負担していた  
だくというような中で、所得の高い方、今回、課税限度額の引上げに伴いまして税込増  
と、負担が大きくなると。替わりに所得の低い方、こういった方については、法定軽減  
の中で7割、5割、2割と、さらにここにつきましては、道や町の負担の中で負担軽減  
を図っているところでもありますので、所得の高い方、今回、ずっと限度額の改正になっ  
ておりますが、町が負担するという考えは持ってございませんので、ご理解のほういた  
だきたいと思えます。

○委員長（野原恵子） ほかに、質疑のある方ございませんか。  
（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） なければ、議案第26号に対する質疑は以上で終了いたします。  
説明員の方、どうもありがとうございました。  
説明員が入れ替わりますので、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（野原恵子） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、(2)議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、理事者の  
説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例に  
つきまして、ご説明申し上げます。

このたびの改正内容につきましては、先ほど、副町長から改正条文の説明がありました  
ので、私からは、お手元の資料、「幕別町総合介護条例の一部を改正する条例の概要」  
に基づきまして説明させていただきますので、ごらんいただきたいと思えます。

本資料につきましては、改正条例の概要について記載したものであり、表の上段の左  
側の欄から、改正項目、関係条項、改正の内容、摘要に関して記載しております。

また、欄外の上段に記載してありますとおり、「法施行令」とは介護保険法施行令、  
「条例」とは幕別町総合介護条例のことであり、関係条項の欄に示す根拠法令であり  
ます。

改正項目の1、第1号被保険者に係る第1段階、第2段階及び第3段階の保険料年額  
についてであります。

はじめに、(1)低所得者に係る介護保険料の軽減強化の内容についてであります。

本年10月から消費税率が10%に引き上げられることに併せまして、本年3月に介護保  
険法施行令が改正され、第1段階から第3段階の低所得者に対する介護保険料に係る軽  
減強化が講じられることとなり、本町の介護保険料においても、同様の軽減措置を実  
施するものであります。

①第1段階の保険料率は、現行0.45であり、軽減強化により0.15引下げ、0.3となるも  
のであります。消費税率の引上げが10月となりますことから、本条例改正における保  
険料率については、引下げ率の0.05の2分の1である0.075を引き下げて、0.375とする  
ものであります。

次に、②第2段階の保険料率は、現行0.65であり、軽減強化により0.25引下げ、0.4  
となるものであります。本条例改正における保険料率については、引下げ率の0.25の  
2分の1である0.125を引下げて、0.525とするものであります。

次に、③第3段階の保険料率は、現行0.75であり、軽減強化により0.05引下げ、0.7

となるものでありますが、本条例改正における保険料率については、引下げ率0.05の2分の1である0.025を引き下げて、0.725とするものであります。

続きまして、(2)第1段階、第2段階及び第3段階の保険料率及び保険料年額をごらん願います。

第7期介護保険事業計画における基準保険料月額が5,400円、年額では6万4,800円であります。

第1段階の現行保険料は年額2万9,100円ですが、基準保険料年額6万4,800円に改正後の保険料率0.375を乗じ、保険料年額は2万4,300円となり、4,800円を軽減するものであります。

この第1段階の保険料率の改正に伴う軽減対象者数については、平成30年度の所得ベースでは、1,557人と見込んでおります。

次に、第2段階の現行保険料は年額4万2,100円ですが、基準保険料年額に改正後の保険料率0.525を乗じ、100円未満を切り捨てた結果、保険料年額は3万4,000円となり、8,100円を軽減するものであります。

この第2段階の保険料率の改正に伴う軽減対象者数については、平成30年度の所得ベースでは、891人と見込んでおります。

次に、第3段階の現行保険料は年額4万8,600円ですが、基準保険料年額に改正後の保険料率0.725を乗じ、百円未満を切り捨てた結果、保険料年額は4万6,900円となり、1,700円を軽減するものであります。

この第3段階の保険料率の改正に伴う軽減対象者数については、平成30年度の所得ベースでは、712人と見込んでおります。

なお、本条例の改正に伴う第1段階から第3段階の保険料の軽減対象者数の合計は3,160人で、本年3月31日現在の被保険者数8,534人に対し、37.0%の割合となります。次に、軽減される介護保険料の合計額は約1,605万4,000円となりますが、摘要欄に記載がありますとおり、国が2分の1、北海道が4分の1、町が4分の1の公費負担により財源措置を行うものであります。

また、この表の右側に、参考として軽減強化の完全実施時における各所得段階の保険料率及び年額については、記載のとおりとなるものでありますが、表の下、欄外にあります注4、完全実施時における保険料額等については、来年の介護保険法施行令の改正に併せて条例改正を行う予定であります。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、これより、議案第27号に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 質疑がなければ、議案第27号に対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方、どうもありがとうございました。

説明員退席のため、暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○委員長（野原恵子） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、(1)議案第26号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する各

委員のご意見をお伺いいたします。

ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

酒井委員。

- 委員（酒井はやみ） 国保税はほかの被用者保険と比べても、ずっと高く知事会や全国市長会をはじめ軽減を求める声は今大きく広がっています。今回は限度額の部分だけとはいえ、負担する側に立てば大きな痛手となると考えます。今回の値上げに相当する部分は、町民に求めずに町が負担し、限度額を引き上げるべきではないと思います。

厚生労働省も一般会計の繰入は自治体の判断でできると言っています。幕別町が十勝で先駆けて値上げにストップを掛けて、国保への繰入に踏み出すことは高すぎる国保問題の解決の一步となると思いますし、町民も希望を感じられるものだと思いますので、私は引上げをするべきではないと考えます。以上です。

- 委員長（野原恵子） ほかに、ご意見はございませんか。

千葉委員。

- 委員（千葉幹雄） いつも同じような議論になるのでしょうかけれども、いわゆる国保医療費ですね。掛かった医療費をどこに求めるかという議論なのですけれども。当然、高額所得者というのでしょうか、所得の高い人たちに限度額は設けていますけれども、そこから負担をしていただく。そして、所得の低い方については、ここにも書いてありますけれども、7割軽減、5割、2割、それぞれ、特に7割軽減は現行のままということで、その医療費の掛かった部分を比較的所得の高い方に負担をしていただくという趣旨ですから、私は、この趣旨にこの条例の改正ですけれども、これは万やむを得ないと。それは、高いより安い方がいいわけですし、それは当然のことですけれども。ただ、やはり、掛かったものをどこに求めるかということになると、比較的所得の高い方に負担をいただくというのが、万やむを得ないことだろうというふうに思いますので、私はこの条例案、仕方がないのかなというふうに理解をしております。

- 委員長（野原恵子） ほかに、ご意見ございませんか。

（なしの声あり）

- 委員長（野原恵子） この件に関しては、異議がありますので起立採決といたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

- 委員長（野原恵子） 起立多数であります。

従いまして、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、(2)議案第27号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例に対する各委員のご意見をお伺いいたします。

ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

千葉委員。

- 委員（千葉幹雄） 議案第26号と同じような趣旨なのですけれども、やはり軽減世帯の増ということでもあります、この結果ですね。ですから、これも低所得者に係る軽減の強化ということでもありますから、私は先ほど申し上げた趣旨に沿って、これによろしいのではないかとこのように思っております。

- 委員長（野原恵子） ほかに、ご意見はございませんか。

（なしの声あり）

- 委員長（野原恵子） この条例に対しまして、異議がなしというご意見でした。従い

まして、議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

従いまして、議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで、各委員にお諮りいたします。

議案第26号及び、議案第27号の審査に対する委員会報告については、委員長、副委員長に一任をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議がないということですので、そのようにさせていただきます。

議題2その他ですが、委員の皆さんから何かありましたら、発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

○委員長(野原恵子) ないようですので、これで本日の案件は終了いたします。

(閉会 13:50)